

三重県石油コンビナート等 防災計画

令和5年3月修正

三重県石油コンビナート等防災本部

序 文

石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）においては、大量の石油、高圧ガス、石油以外の危険物、指定可燃物（可燃性固体類、可燃性液体類）、毒物及び劇物等が種々の装置、設備、施設等において、貯蔵、取扱い、処理されているため、火災、爆発、漏洩若しくは流出その他の事故が発生するおそれがあります。

そこで、本県においては、特別防災区域に係るそれらの災害を未然に防止し、万一災害が発生した場合には拡大を防止することにより、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、予防対策や応急活動等、防災関係機関及び特定事業者の果たすべき責務等を規定し、特別防災区域に係る総合的な防災・減災対策の基本とすべく、本計画を定め、必要に応じてその都度修正を重ねてきたところです。

そうした中、平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、他県の特別防災区域では、地震、津波による甚大な被害が生じたことから、南海トラフ地震への脅威が高まるとともに、特別防災区域における地震、津波による被害想定の見直しや、想定される災害に対する予防対策及び事業計画等の見直しの必要性が改めて浮き彫りになりました。

また、近年、特別防災区域において人的被害を伴う重大事故が全国的に発生していることから、特定事業所における取扱物質等の危険性の評価や教育訓練及び技術伝承の重要性が再確認されることとなりました。

本県では、これらの動向を背景に本計画を大幅に見直すこととし、このたび、加筆修正のうえ、公表することとしました。

平成27年3月

目次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性質	2
第3節	基本方針	3
第4節	特別防災区域の範囲	4
第5節	特別防災区域の概況	5
第6節	防災計画等の修正	8
第7節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	
	1 県	9
	2 県警察	10
	3 市	10
	4 四日市港管理組合	11
	5 国の防災関係機関	11
	6 自衛隊	13
	7 指定公共機関及び指定地方公共機関	13
	8 公共的団体及び特別防災区域内の 防災上重要な施設の管理者	14
	9 特定事業者	14

第2章 防災組織

第1節	防災本部	
	1 組織	17
	2 所掌事務	19
	3 災害対策基本法に基づく 災害対策本部との関係	19
第2節	現地本部	
	1 組織	20
	2 所掌事務	20
第3節	防災関係機関	
	1 防災組織	21
	2 防災活動要領の制定等	21
	3 防災本部への報告	21

第4節	特定事業所	1	自衛防災組織	22
		2	共同防災組織	22
		3	広域共同防災組織	22
		4	特別防災区域協議会等	23
		5	相互応援体制の確立	23

第3章 災害想定

第1節	概要	25	
第2節	対象施設と災害想定の手法		
	1	対象施設	26
	2	想定地震	26
	3	評価方法	27
第3節	平常時の事故を対象とした評価	29	
第4節	地震動（短周期）による災害の評価		
	1	L1地震	30
	2	L2地震	30
	3	活断層型地震	30
第5節	津波による災害の評価	36	
第6節	大規模災害の評価	37	

第4章 災害予防計画

第1節	事故災害予防計画	1	特定事業者	39
		2	防災関係機関	41
第2節	自然災害予防計画			
	第1	地震・津波災害予防計画		
		1	特定事業者	42
		2	防災関係機関	43
	第2	その他の自然災害に対する予防計画		
		1	特定事業者	43
		2	防災関係機関	43
第3節	大規模災害予防計画	1	特定事業者	44
		2	防災関係機関	44
第4節	教育訓練及び防災訓練計画			
	第1	教育訓練		
		1	特定事業者	45
		2	防災関係機関	45

第 2 節	防災訓練	
1	訓練の区分	4 6
2	訓練種目	4 6
3	報告	4 7
第 5 節	防災資機材等の整備強化計画	
1	特定事業者	4 8
2	防災関係機関	4 8
第 6 節	通信設備整備強化計画	
1	特定事業者	4 9
2	防災関係機関	4 9
第 7 節	緩衝地帯又は緑地の整備計画	
1	緩衝地帯又は緑地の設置の推進	5 0
2	緩衝地帯又は緑地の現状	5 0
第 8 節	航空機事故に関する予防計画	
1	航空安全確保に関する規制	5 1
2	防災関係機関の措置	5 1
第 9 節	防災に関する調査研究	
1	主な調査研究項目	5 2
2	調査研究結果の提供	5 2

第 5 章 災害応急対策計画

第 1 節	防災本部及び現地本部の活動体制	
第 1	防災本部	5 3
第 2	現地本部	
1	設置基準	5 5
2	組織	5 6
3	設置場所	5 6
4	現地本部の廃止	5 6
第 2 節	通報及び情報の収集伝達計画	
第 1	通報体制	
1	異常現象の範囲	5 7
2	通報基準	5 8
3	通報系統	5 8
4	防災関係機関等の連絡窓口	5 8

第2	災害情報の収集及び伝達	
1	情報の収集及び伝達	60
2	報告書の提出	61
第3	地震・津波情報等の伝達	
1	連絡を行う情報等の種類	62
2	連絡を行う情報等の伝達経路及び方法	62
	別記様式1 「第2号様式(特定の事故)」	63
	別記様式2 「地震影響報告」	65
	別記様式3 「コンビナート事故報告」	66

第3節 事故災害応急対策計画

第1	陸上施設等火災・爆発応急対策計画	
1	実施機関	68
2	防御活動の分担	68
3	防御活動の基本	69
4	発災事業所の措置	69
5	防災関係機関の措置	69
第2	可燃性ガス・毒性物質の漏洩応急対策計画	
1	実施機関	70
2	防御活動及び警戒区域の設定の分担	70
3	防御活動等の基本	71
4	発災事業所の措置	71
5	防災関係機関の措置	71
第3	石油等流出防御応急対策計画	
1	実施機関	72
2	防御活動の分担	73
3	発災事業所の措置	73
4	防災関係機関の措置	74
第4	接岸・接標中のタンカー等の火災応急対策計画	
1	実施機関	75
2	防御活動の分担	75
3	消火活動の基本	75
4	発災事業所の措置	76
5	防災関係機関の措置	76

第4節	自然災害応急対策計画	
	第1	地震・津波災害応急対策計画
	1	地震・津波災害に対する措置・・・・・・・・・・78
	2	地震・津波災害により 二次災害が発生した場合の措置・・・・・・・・・・79
	第2	その他の自然現象による災害応急対策計画・・・・・・・・79
第5節	救出応急対策計画	
	1	実施機関・・・・・・・・・・80
	2	救出活動の分担・・・・・・・・・・80
	3	発災事業所の措置・・・・・・・・・・80
	4	消防本部、県警察及び海上保安部の措置・・80
	5	防災関係機関の措置・・・・・・・・・・80
第6節	救急医療対策計画	
	1	実施機関・・・・・・・・・・81
	2	救急医療活動の分担・・・・・・・・・・81
	3	発災事業所の措置・・・・・・・・・・81
	4	防災関係機関の措置・・・・・・・・・・81
第7節	防災資機材調達・輸送計画	
	1	実施機関・・・・・・・・・・83
	2	調達手続・・・・・・・・・・83
	3	輸送力の確保・・・・・・・・・・83
第8節	避難誘導計画	
	1	実施機関・・・・・・・・・・85
	2	避難の勧告及び指示の分担・・・・・・・・・・85
	3	避難誘導の基本・・・・・・・・・・85
	4	避難誘導後の措置・・・・・・・・・・86
	5	避難場所の周知・・・・・・・・・・86
	6	防災関係機関の措置・・・・・・・・・・86
	7	特定事業者の措置・・・・・・・・・・87
第9節	応援要請計画	
	1	要請者・・・・・・・・・・88
	2	要請内容・・・・・・・・・・88
	3	本部長への報告・・・・・・・・・・88
第10節	住民等に対する広報計画	
	1	実施機関・・・・・・・・・・89
	2	広報活動の分担・・・・・・・・・・89
	3	広報活動の基本・・・・・・・・・・89
	4	発災事業所の措置・・・・・・・・・・90
	5	防災関係機関の措置・・・・・・・・・・90
	6	報道機関への協力・・・・・・・・・・90

第11節	交通規制対策計画	1	実施機関	91
		2	交通規制の目的	91
		3	交通規制の方法	91
		4	交通規制の広報	92
		5	緊急通行車両の確認	92

第12節 自衛隊災害派遣要請計画

1	災害派遣要請の基準	93
2	災害派遣要請の手続	93
3	災害時の緊急派遣	94
4	災害派遣時に実施する救援活動	95
5	派遣部隊の受入体制	95
6	連絡員の派遣	95
7	派遣部隊の撤収要請	95
8	その他	96

第13節 大規模災害応急対策計画

1	防災関係機関	97
2	特定事業者	97

第6章 災害復旧計画

第1節	災害復旧の基本方針	99
-----	-----------	----

第2節 公共施設等の災害復旧

1	ライフライン等の災害応急対策	100
2	災害復旧事業	100

第3節 コンビナート施設等の災害復旧

1	防災関係機関	101
2	特定事業者等	101

[用語の定義]

この計画における用語は次のとおりとする。

- 1 防災関係法令・・・次の法律及びこれに基づく政令、省令並びに命令等をいう。
 - (1) 石油コンビナート等災害防止法
(昭和50年法律第84号)
 - (2) 災害対策基本法
(昭和36年法律第223号)
 - (3) 消防法
(昭和23年法律第186号)
 - (4) 高圧ガス保安法
(昭和26年法律第204号)
 - (5) 毒物及び劇物取締法
(昭和25年法律第303号)
 - (6) 石油パイプライン事業法
(昭和47年法律第105号)
 - (7) ガス事業法
(昭和29年法律第51号)
 - (8) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
(昭和45年法律第136号)
 - (9) 電気事業法
(昭和39年法律第170号)
 - (10) 港湾法
(昭和25年法律第218号)
 - (11) 労働安全衛生法
(昭和47年法律第57号)
 - (12) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
(昭和32年法律第167号)
 - (13) 大規模地震対策特別措置法
(昭和53年法律第73号)
 - (14) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
(平成14年法律第92号)
 - (15) その他防災に関する法令
- 2 県条例・・・・・・・・三重県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年三重県条例51号）、
三重県地震災害警戒本部条例（平成14年三重県条例46号）をいう。
- 3 防災計画・・・・・・・・三重県石油コンビナート等防災計画をいう。
- 4 防災本部・・・・・・・・三重県石油コンビナート等防災本部をいう。
- 5 現地本部・・・・・・・・三重県石油コンビナート等現地防災本部をいう。
- 6 市・・・・・・・・四日市市をいう。
- 7 特定事業者（所）・・・石油コンビナート等災害防止法第2条に定める第一種事業者（所）及び第二種
事業者（所）をいう。
- 8 防災関係機関・・・・・・・・石油コンビナート等災害防止法第27条第3項第4号に規定する県、関係
特定地方行政機関、関係市、関係公共機関、公共的団体及び陸上自衛隊並
びに県警察をいう。
- 9 防災関係機関等・・・防災関係機関および特定事業者をいう。

その他の用語は、石油コンビナート等災害防止法第2条に定めるもののほか防災関係法令による。

